

議案第57号

松阪市職員退職手当支給条例等の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成17年松阪市条例第64号）及び松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年松阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（松阪市職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 松阪市職員退職手当支給条例（平成17年松阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「20年以上」及び「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)」を削り、「100分の104(平成17年3月31日までにあっては、107)」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

附則第4項中「(平成17年3月31日までにあっては、35年を超え37年以下)」を「以上」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年松阪市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「第6条の5」の次に「まで並びに附則第3項から第5項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の松阪市職員退職手当支給条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第3項（新退職手当条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。